

# 北星学園大学学生医療互助会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 北星学園大学学生医療互助会（以下「本会」という）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、学生の扶助共済の精神に基づき、北星学園大学、北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）に在学する学生の疾病、負傷、死亡または健康増進に関して給付を行い、もって学生の健康の増進および福祉の向上に資することを目的とする。

## 第2章 会員及び会費

### 第1節 会員

#### (会員)

第3条 本会の会員は、次のものとする。

- 1 本学に在学する学生
  - 2 北星学園大学大学院に在学する学生のうち加入を申し出た学生
- II 本学における科目等履修生、研究生、研修生、交換留学生、外国人留学生および委託生は、会員になることができない。

#### (会員の資格喪失)

第4条 会員は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至った翌日から、会員の資格を失う。

- 1 卒業したとき。
- 2 退学したとき。
- 3 その他本学の学生としての身分を失ったとき。

#### (会員の証明)

第5条 会員であることは、本学が交付する学生証をもって証する。

### 第2節 会費

#### (会費)

第6条 本会の会費は、1年間6,000円とし、当該年度の会費をそれぞれ当該年度に納入するものとする。なお、1年間を通じて休学する会員が休学期間中に本会の給付等を受給するときは、1年間分の会費を当該年度に納入するものとする。

#### (入会金)

第7条 入会金は、1,000円とし、入会初年度に納入するものとする。

#### (会費の返還)

第 8 条 納入した入会金および当該年度の会費は、返還しないものとする。

### 第 3 章 運営の組織

#### 第 1 節 運営委員会

##### (運営委員会)

第 9 条 本会に、運営委員会（以下「委員会」という）をおく。

##### (組織)

第 10 条 委員会は、次の各号に掲げる 21 名の委員をもって組織する。

- 1 学部および短期大学部に所属する教育職員のうちから各 1 名
- 2 保健体育担当教育職員のうちから 1 名
- 3 学生生活支援課に所属する事務職員のうちから 2 名
- 4 財務課に所属する事務職員のうちから 1 名
- 5 本学の各学科に所属する学生のうちから各 1 名
- 6 学部学科を問わず、全学生のうちから 3 名

##### (委員の任期)

第 11 条 委員の任期は 1 年とし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

##### (委員長等の職務)

第 12 条 委員長は、第 10 条第 1 号に規定する教育職員のうちから互選により選任する。

Ⅱ 副委員長および会計は、教育職員、事務職員および学生の委員のうちから各 1 名を互選により選任する。

Ⅲ 委員長は、本会を代表し、その運営を統括する。

Ⅳ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があった場合には、その職務を代行する。

Ⅴ 会計は、本会の会計を処理する。

##### (任務)

第 13 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 1 運営に関する基本事項
- 2 予算及び決算に関する事項
- 3 会則の改廃に関する事項
- 4 その他重要事項

##### (招集)

第 14 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長は、委員定数の 3 分の 1 以上の委員から委員会の招集の要請があった場合には、その要請のあった日から 2 週間以内に委員会を招集しなければならない。

##### (定足数)

第 15 条 委員会は、委員定数の 3 分の 2 以上（委任状を含む）の委員の出席をもって成立

する。委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、委員長  
の決するところによる。

**(意見聴取)**

**第 16 条** 委員会は、必要があると認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、その意見  
を聴取することができる。

**(専門小委員会)**

**第 17 条** 委員会は、必要があると認めた事項について審議するため、専門小委員会をおく  
ことができる。

**第 2 節 監事**

**(監事)**

**第 18 条** 本会に、監事 4 名をおく。

Ⅱ 監事は、本会の会計を監査し、その結果を委員会に書面で報告するものとする。

Ⅲ 監事は、教育職員および事務職員から各 1 名、学生から 2 名を選任する。

Ⅳ 監事の任期は、1 年とし、欠員補充による監事の任期は、前任者の残任期間とする。た  
だし、監事の再任は妨げない。

**第 3 節 事務局**

**(事務局)**

**第 19 条** 本会に、事務局をおく。

Ⅱ 事務局の事務は、本学学生生活支援課において取扱う。

**第 4 章 会計**

**(経費)**

**第 20 条** 本会の経費は、会費、入会金、寄付金および預金利子（以下「会費等」という）  
をもってあてる。

Ⅱ 会費等は、本会の目的以外に使用してはならない。

**(会計年度)**

**第 21 条** 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

**(決算報告)**

**第 22 条** 決算報告は、毎年 6 月 30 日までに、本学内に公示するものとする。

**(会計監査)**

**第 23 条** 本会の会計は、毎年決算時、または必要に応じて随時監事による監査を受けるも  
のとする。

## 第5章 給付

### 第1節 総則

#### (給付)

**第24条** 本会は、会員の疾病、負傷、死亡または健康増進に関して当該会員またはその遺族に対し医療費、見舞金、死亡弔慰金、後遺障害見舞金のまたは健康増進施設利用料の給付を行う。

#### (診療)

**第25条** 給付の対象となる診療は、病院、医院および診療所などの保険医療機関によるものとする。

### 第2節 医療費の給付

#### (医療費の給付)

**第26条** 会員の疾病、負傷に関する医療費の給付は、医療保険診療の適用の範囲内のものとする。

#### (医療費算定)

**第27条** 医療費の算定は、社会保険診療報酬点数表に準拠して行う。

#### (給付額)

**第28条** 医療費の給付額は、医療保険の適用を受けた実額とする。

II 会員が医療保険の適用を受けずに医療費を受けた場合の医療費の給付額は、前項の規定にかかわらず、外来については医療費総額の100分の25、入院については医療費総額の100分の15とする。(ただし、保険外診療を除く)

#### (給付額の限度)

**第29条** 会員1人に対する月間給付額は、80,100円を限度とし、また、年間給付額は、150,000円を限度とする。

#### (給付の制限)

**第30条** 会員が自賠責保険または原因者の負担等により医療費の支払を受けた場合には、給付は行わないものとする。

II 他の機関から医療費等の補填を受けた場合には、給付は行わないものとする。

#### (医療の制限)

**第31条** 整骨院受診および医療保険診療適用外の治療に関する医療費の給付は行わない。また、各種文書手数料、装具費用等は、医療費に算入しない。

II 予防接種についてはインフルエンザのみその治療費の給付を行う。

III 健康診断については身体的な理由から学内での受診が不可能だと判断された場合に限り、一部給付対象とする。

### 第3節 見舞金

#### (見舞金)

**第 32 条** 見舞金は、正課中および課外活動中の事故などに伴って入院した場合に、会員に対してこれを給付することができる。会員 1 人に対する年間見舞金の額は、30,000 円を限度とする。

### 第 4 節 後遺障害見舞金

#### (後遺障害見舞金)

**第 33 条** 後遺障害見舞金は、会員が正課中および課外活動中において急激かつ偶然な外来の傷害事故により後遺障害が生じた場合に、会員に対してこれを給付することができる。見舞金の給付は、後遺障害の程度に応じて、5,000 円から 100,000 円の範囲で行うものとする。

II 給付区分については別に定める。

### 第 5 節 弔慰金

#### (死亡弔慰金)

**第 34 条** 死亡弔慰金は、会員が死亡した場合に、その遺族に対してこれを給付することができる。弔慰金の給付額は、30,000 円とする。

#### (傷害事故弔慰金)

**第 35 条** 傷害事故弔慰金は、会員が正課中および課外活動中において急激かつ偶然な外来の傷害事故により死亡した場合に、その遺族に対してこれを給付することができる。弔慰金の給付額は、100,000 円とする。

## 第 6 章 貸付

#### (貸付)

**第 36 条** 会員は、負傷または疾病に関する医療費の支払が困難な場合には、一時的に医療費相当額の貸付を受けることができる。

II 医療費相当額は、第 28 条の規定に準ずるものとする。

## 第 7 章 解散

#### (解散)

**第 37 条** 本会の解散は、会員の過半数以上の賛成を得なければ、これを行うことができない。

#### (残余財産の帰属)

**第 38 条** 解散した場合の本会の残余財産は、本学に帰属する。

II 前項の規定により本学に帰属した財産は、本学学生の健康の増進および福祉の向上のために利用しなければならない。

## 第8章 雑則

**第39条** この会則を実施するために必要な事項および書類の様式については、施行細則において別に定める。

### 附則

この会則は、1978年10月1日から実施する。

### 附則

この会則は、1979年4月1日から実施する。

### 附則

この会則は、1981年4月1日から実施する。

### 附則

この会則は、1987年4月1日から実施する。

### 附則

この会則は、1996年4月1日から実施する。

### 附則

この会則は、1998年4月1日から実施する。

### 附則

この会則は、2002年4月1日から実施する。

### 附則

この会則は、2002年8月1日から実施する。

### 附則

この会則は、2003年4月1日から実施する。

### 附則

この会則は、2004年4月1日から実施する。

### 附則

この会則は、2005年4月1日から実施する。

### 附則

この会則は、2007年4月1日から実施する。

II 第6条及び第8条の規定にかかわらず、2006年度以前に入学した会員については、なお従前の例による。

### 附則

この会則は、2008年4月1日から実施する。

### 附則

この会則は、2016年4月1日から実施する。

### 附則

この会則は、2017年4月1日から実施する。

**附則**

この会則は、2018年4月1日から実施する。

**附則**

この会則は、2019年4月1日から実施する。